

競争参加者の資格に関する公示

令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その1）ほか14件に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

本公示に記載の業務は、技術資料を共通化できる15件の業務を対象に、一括して公示し、審査を実施する試行業務である。

本公示に記載の業務に参加を希望する場合は、希望する件数に関わらず、一つの共同体を結成するものとし、業務ごとに構成員の異なる組合せによる共同体を結成することは認めない。

共同体の名称となる業務名は、一括審査方式の対象となる15件の業務を示す共通可能な名称とする。

令和8年5月29日

防衛省整備計画局
建設制度官 小長 大輔

1 業務概要

- (1) 業務名
- ①令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その1）
 - ②令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その2）
 - ③令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その3）
 - ④令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その4）
 - ⑤令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その5）
 - ⑥令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その6）
 - ⑦令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その7）
 - ⑧令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その8）
 - ⑨令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その9）
 - ⑩令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その10）
 - ⑪令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その11）
 - ⑫令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その12）
 - ⑬令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その13）
 - ⑭令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その14）
 - ⑮令和8年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務（その15）

(2) 業務内容 仕様書のとおり

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

2 申請の時期

公示日から令和8年6月29日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下

同じ。)を除く毎日、10時から18時まで。ただし、12時から13時までの間を除く。最終日は12時までとする。

なお、令和8年5月29日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、開札の時までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 D棟5F
防衛省整備計画局建設制度官
TEL 03-3268-3111（内線36444、36448又は36435）
メールアドレス shikakushinsa@ext.mod.go.jp

(2) 申請書の提出方法

申請者は、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という）に共同体協定書（下記4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。

なお、申請書を電子メール以外の方法により提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の建築又は土木に係る「A」の格付を受けた者とし、共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の建築、土木、電気、機械又は通信のいずれかに係る「A」の格付を受けた者で構成し、共同体として建築及び土木に係る「A」の格付けを有していること。

また、それぞれが単体として北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 北関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和6年10月1日付防衛省整備計画局建設制度官公示）4(2)に該当しないものであること。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記 3 (1) の担当部局において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記 4 (1) イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記 4 (1) イの決定を受けていない構成員が上記 4 (1) イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記 4 (1) イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記 4 (1) イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記 6 の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 共同体の名称は、「令和 8 年度自衛隊施設整備のマスタープラン管理業務〇〇・〇〇共同体」とする。